

平成27年度

(平成26年度事業)

泉大津市教育委員会

教育事務の管理及び執行の状況に
関する点検及び評価結果報告書

平成28年1月

泉大津市教育委員会

目 次

	頁
教育に関する事務の点検及び評価について	1
平成27年度(平成26年度事業)「教育に関する事務の点検及び評価」フロー図	5
点検及び評価対象事業(平成26年度事業)と地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第21条に規定する教育に関する事務との関係	6
事務事業評価シート(概要説明書)	
○ 小学校教材整備の推進 (小学校教材整備事業、小学校教育振興事業)	7
○ 中学校運営事業 (スクールランチ事業)	9
○ 家庭教育支援事業	11
○ 学校・家庭・地域の連携による支援事業	11
○ 介助員配置事業	13
○ 留守家庭児童会運営事業・留守家庭児童会指導員配置事業 留守家庭児童会維持管理事業	15
○ 文化活動振興事業	17
平成27年度 泉大津市教育委員会教育事務に関する 事務の点検・評価	1結果 2総括意見
	19 20
資 料	
○ 平成27年度(平成26年度事業)泉大津市教育委員会教育事務の 管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書(概要)	22
○ 関係法令	23
○ 泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に 関する点検及び評価外部委員名簿	26
○ 泉大津市教育委員会所管の教育施設	27
○ 教育施設の状況	28
○ 教育委員会事務局職員	29

教育に関する事務の点検及び評価について

1 概 要

(1) 法 的 根 拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、効果的な教育行政に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有するものの知見を活用し、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことと規定されている。

点検及び評価の項目や報告書の様式、議会への提出（報告）、公表の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえ決定することとしている。

(2) 学 識 経 験 者 の 知 見 の 活 用 に つ い て

教育に関し学識経験を有するものの知見の活用については、点検及び評価の客観性を確保するためのもので、評価の方法や結果について教育に関し学識経験を有するものの意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとされている。

学識経験者とは、教育委員や現職教員・事務局職員ではない者で、教育に関し、公正な意見を述べることを期待される人を想定している。

評価の客観性を確保するという趣旨によるものであり、必ずしも教員経験者や、大学の研究者等、専門家でなければならないということではない。

(3) 実 施 時 期

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、点検及び評価は毎年行うこととされている。平成27年度の点検及び評価については、平成27年7月～12月に実施し、議会への提出及び公表を行うこととしている。

2 点検及び評価の手法

本市教育委員会の評価手法について、平成20年11月に制定した、「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱」により、学識経験者の意見を聴取し、実施した。

(1) 実施方法

① 点検及び評価の年次

点検及び評価を行う前年度(平成26年度)の事務の管理及び執行の状況

② 点検及び評価の単位

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育に関する事務のうち、原則として、事業内容や手法等において改善の余地・可能性があると考えられる事業、費用対効果の点で見直しが必要ではないかと思われる事業、事業効果・成果が不明確であると思われる事業の視点から外部委員との議論が有意義と考えられる事業を、本市予算書における事務事業項目に基づき選定し、対象事業として点検及び評価を行う。

③ 点検及び評価の方法

各事業の目標に対して、その取組状況及び目標達成度(率)を担当課にて定性的に評価

④ 点検及び評価の観点

- ・ 事業の概要、事業費、事業の必要性
- ・ 事業実績・成果、外部との連携・活用の可能性、庁内事業との統合・連携の可能性
- ・ これまで実施した事務の見直し点、今後の課題(問題点)、方向性

(2) 点検及び評価の経過

年 月 日	会 議 等	内 容
平成27年6月26日	教育委員会会議 定例会	○平成27年度点検及び評価の実施について
平成27年10月8日	教育委員会 事務局会議	○平成27年度点検及び 評価対象事業の抽出
平成27年10月26日	第1回 外部委員会議	○平成27年度外部委員の委嘱と点検及び 評価の手法等について ○第2回外部委員会議に向けて平成27年度 点検及び評価対象事業の問題点等の確認
平成27年11月30日	第2回 外部委員会議	○外部委員と教育委員会各事業担当課との 質疑応答と点検及び評価、講評について

(3) 学識経験者の知見の活用について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員」を設置した。

委員は2人で組織し、教育委員会より委嘱した。委員の任期は、年度内。

① 委嘱の構成

大学 教授	1人
大学 准教授	1人
合計	2人

(資料「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員名簿」参照)

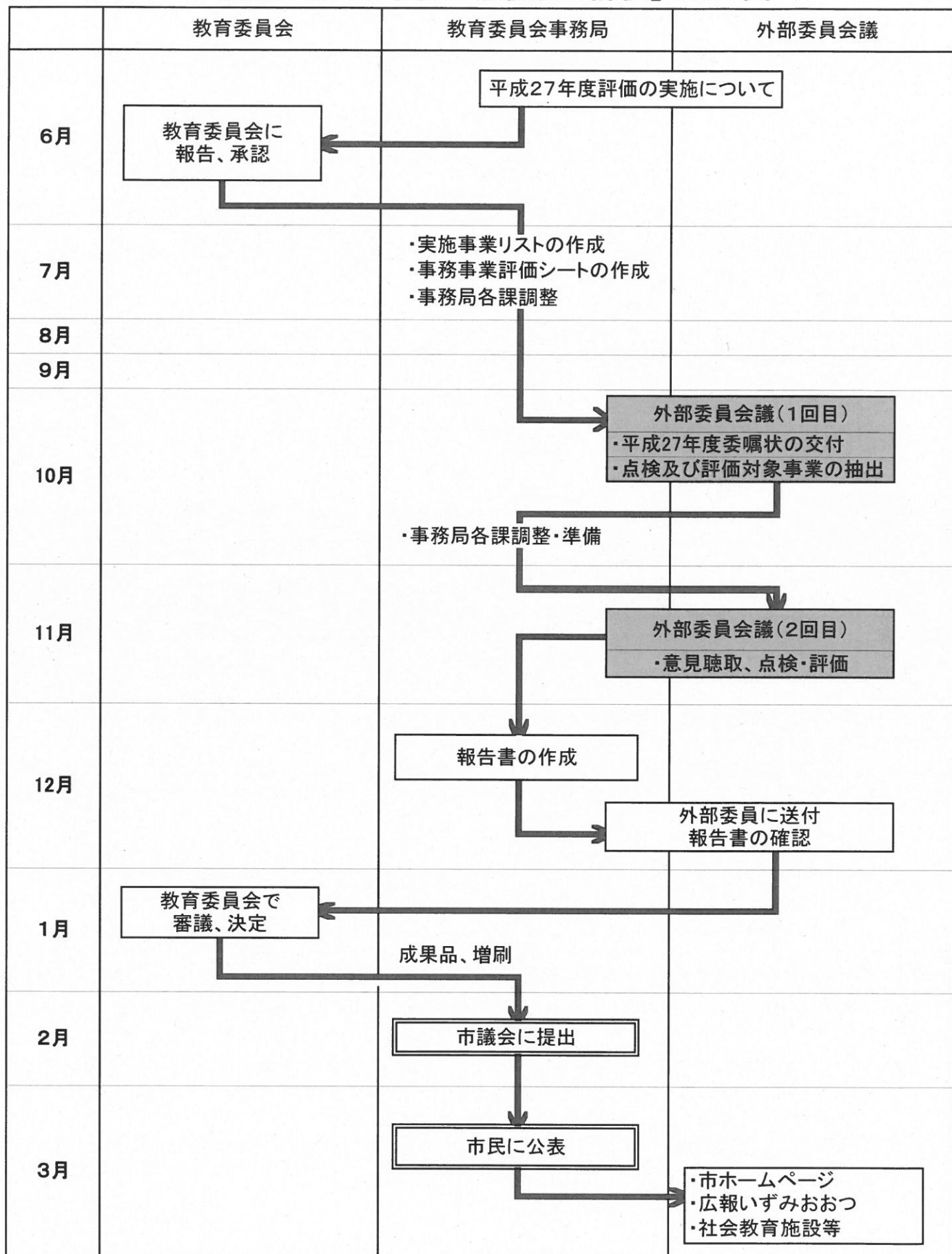
② 外部委員会議の開催状況

区 分	開 催 日	内 容
第1回	平成27年10月26日(月)	平成27年度外部委員として、泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱第3条の規定により委嘱し、委嘱状を交付。
		平成27年度点検及び評価の実施について、評価対象事業の基本的な選出基準及び書類選考等の経緯について説明。
		外部委員に対し教育委員会各事業担当課が事業概要を説明し、質疑応答ののち第2回外部委員会議に向けて平成27年度点検及び評価対象事業の問題点等を確認する。
第2回	平成27年11月30日(月)	第1回外部委員会議において抽出された各事業について、外部委員と教育委員会各事業担当課との質疑応答・議論を通じ、外部委員が各事業について評価し、事業ごとの講評と全体講評を行った。

(4) 市民への公表

点検及び評価結果は、市ホームページ、広報いずみおおつへの掲載及び社会教育施設等で公表する。

平成27年度(平成26年度事業)
「教育に関する事務の点検及び評価」フロー図



点検及び評価対象事業(平成26年度事業)と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する教育に関する事務との関係

評価対象事業		教育に関する事務	
○ 小学校教材整備の推進 [教育総務課]			
・小学校教材整備事業	7号	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。	
・小学校教育振興事業			
○ 中学校運営事業 (スクールランチ事業) [教育総務課]	1号	学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。	
○			
・家庭教育支援事業 [指導課]	5号	学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。	
・学校・家庭・地域の連携による支援事業 [指導課]			
○ 介助員配置事業 [指導課]	5号	学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。	
○			
・留守家庭児童会運営事業 [生涯学習課]	12号	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。	
・留守家庭児童会指導員配置事業 [生涯学習課]			
・留守家庭児童会維持管理事業 [生涯学習課]	1号	学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。	
○ 文化活動振興事業 [生涯学習課]	12号	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO	政策名	NO	基本施策名	NO	施策の展開方向
	2	学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり	4	就学前・学校教育	3	学校教育の充実

事業名	小学校教材整備の推進 (小学校教材整備事業、小学校教育振興事業)	課名	教育総務課
-----	-------------------------------------	----	-------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	
事業(補助)対象	☐ 児童 ☐ 保護者 ☐ 教員 ☐ その他 ☐ 学校 (具体的な事業(補助)対象者) 小学校児童			
法令根拠	☐ 市教育委員会が自ら必要性を判断して実施 ☒ 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り (具体的な法令、条例名等) 学校教育法			
事業の執行方法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 市民との協働 ☐ その他 (委託先等)			
(事業背景・目的) 未来を担う児童に必要な良質な教材を整備し、より良い教育環境を提供することを通じて児童の学力、心身の育成や社会性の向上を目的とする。				
(事業の内容) 時代に応じた多様な学習活動に対応するため、市立小学校の各教科授業に必要な教材の整備等を行い、より良い教育環境の整備・充実を図る。 ・パソコン教室におけるパソコンリース ・教具教材の購入 等				

【事業費】

項目／年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考
事業費(千円)	事業費総額 ①	23,766	21,233	22,090	22,412	
	財源内訳(千円)					
	国庫支出金	625	885	2,368	2,500	
	府支出金					
	地方債					
	その他特定財源					
	受益者負担					
人件費	一般財源	23,141	20,348	19,722	19,912	
	正職員の年間延べ人数	0.05	0.05	0.05	0.05	
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数					
	正職員年間延べ人数×単価	279	279	279	279	
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	0	0	0	
人件費合計 ②		279	279	279	279	
総事業費(千円) ①+②		24,045	21,512	22,369	22,691	
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額
		使用料及び賃借料				11,443
		備品購入費				10,315
		負担金、補助及び交付金				332

【事業の必要性】

事業の必要性	教具教材の購入、パソコンの借上については、各教科の授業において使用する教材等の整備であり、授業の理解度や学習意欲向上のためには必要となる。
--------	---

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度 実績値	25年度 実績値	26年度 実績値	27年度 目標値
パソコン教室設置率 パソコン教室設置校÷学校数	%	100	100	100	100
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果)					
授業を行う上で、より良い教育環境の整備により、児童の学力、心身の育成や社会性の向上に資するとともに、各学校において多様な学習活動に対応するための教材等の整備及び有効活用により、授業の理解度や学習意欲の向上に寄与している。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
既に事業全体・一部で連携・活用済	
今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
☐ 連携・活用不可能	

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	類似事業あり	→	類似事務事業名	
	☐ 類似事業なし		統合・連携の可能性	可能性あり 可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	学校ごとで購入していた教具教材について、より効果的、効率的な予算執行とするため、年度当初の同時期に必要なものを、教育総務課において一括購入を行うこととした。より一層学校ごとの特色を発揮できるものとするため、平成25年度から、各学校予算の要求時に、予算要求総額の上限を設定した上で、各学校の実情に応じた科目ごとの予算要求を行う仕組みを構築した。
----------	---

【課題(問題点)】

課題(問題点)	厳しい財政状況から限られた事業予算を、充実した教育環境に向けた教材整備、児童の学力向上については教育の質の向上に資するため、いかに効果的・効率的に執行するかが課題である。
---------	---

【今後の方向性】

担当課の評価	A 現行どおり (左記評価の理由) 市立小学校の各教科授業を行う上で、より良い教育環境のための教材整備を継続し、多様な学習活動への対応や教材の有効活用により、授業の理解度や学習意欲の向上を図る必要がある。
改革・改善策等の具体的内容	効果的な授業を進めるための予算の確保については、実情に応じた科目ごとの予算要求により対応していくとともに、総事業費を基本とする予算の確保を図っていく。学校の特色のある取組みを支援する予算要求の仕組みは、引き続き実施していく。

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO 政策名 2 学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり	NO 基本施策名 1 就学前・学校教育	NO 施策の展開方向 3 学校教育の充実
------------------	------------------------------------	------------------------	-------------------------

事業名	中学校運営事業(スクールランチ事業)	担当課名	教育総務課
-----	--------------------	------	-------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	平成25	～	終了年度	会計区分
事業(補助)対象	☒ 児童・生徒等 ☐ 保護者 ☐ 教員 ☐ その他 ☐ 学校 (具体的な事業(補助)対象者) 中学校生徒				
法令根拠	☒ 市教育委員会が自ら必要性を判断して実施 ☐ 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り (具体的な法令、条例名等)				
事業の執行方法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託 ☐ 市民との協働 ☐ その他 (委託先等) 浅田給食(株)				
(事業背景・目的) 中学校給食の実施を見送っている現状において、生徒が家庭弁当を持参しない場合に、栄養バランスのとれた安全・安心な弁当を提供することを目的とする。					
(事業の内容) 市内3中学校で、生徒に安価で栄養バランスの取れたスクールランチ(弁当)販売を委託により実施。献立は、日替わり1週間交代及び週替わり丼の選択制とし、なおかつそれぞれご飯の量を普通盛か大盛を選択できるようにしている。 (委託内容) 献立の作成、当日朝の食券販売・スクールランチの製造、配送、受け渡し・喫食後のスクールランチ容器の回収等					

【事業費】

項目／年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考
事業費(千円)	事業費総額 ①	297	534	1,377	4,597	市内3中学校での本格実施は平成26年度より。
	財源内訳(千円)					
	国庫支出金	0	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	
	その他特定財源	0	0	0	0	
	受益者負担	0	0	0	0	
	一般財源	297	534	1,377	4,597	
人件費	正職員の年間延べ人数	0.30	0.30	0.30	0.30	
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数	0.00	0.00	0.00	0.00	
	正職員年間延べ人数×単価	1,674	1,674	1,674	1,674	
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	0	0	0	
	人件費合計 ②	1,674	1,674	1,674	1,674	
総事業費(千円) ①+②		1,971	2,208	3,051	6,271	
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額
		中学校昼食販売委託料				1,377

【事業の必要性】

事業の必要性	安価で栄養バランスの取れたスクールランチを、校内販売することで、生徒の栄養バランスを確保するとともに、家庭の負担を軽減することができる。
--------	--

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度 実績値	25年度 実績値	26年度 実績値	27年度 目標値
全生徒に対するスクールランチ喫食率 (年間通じて3中学校で実施した26年度からの指標)	%			0.8	2
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果) 学校内で安価で栄養バランスの取れたスクールランチの販売を実施することで、家庭弁当を持参しない場合などの生徒の栄養バランスを確保し、家庭の負担を軽減することができた。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
☐ 既に事業全体・一部で連携・活用済	献立作成から販売、配送、回収に至るまで業者委託
☐ 今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
☐ 連携・活用不可能	

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	☐ 類似事業あり	→	類似事務事業名	
	☐ 類似事業なし	→	統合・連携の可能性	可能性あり ☐ 可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	昼休み中の生徒のスクールランチの受け渡しが便利になるように、教室から遠く離れた場所で受け渡しを行っていた小津中学校のスクールランチの受け渡し場所を教室近くに平成26年2学期より移動し利便性の向上を図った。また、11月から、毎日日替り弁当と丼物の2種類から選択できるようにし、生徒の昼食メニューの選択肢を増やした。
----------	--

【課題(問題点)】

課題(問題点)	・喫食率の伸び悩み。家庭弁当を持参しない生徒が、通学途上などで昼食を購入し持参するのではなく、栄養価の整ったスクールランチを購入するよう、販売価格や購入方法などを引き続き見直す必要がある。
---------	--

【今後の方向性】

担当課の評価	B 要改善	(左記評価の理由) 中学校生徒に安価で栄養バランスの取れた昼食を提供するという点で、スクールランチは有効なものであるが、喫食率が低迷する現状については、喫食率向上のための改善が必要である。
改革・改善策等の具体的内容	・生徒への販売価格の一部を公費で負担するなど、生徒の負担軽減 ・喫食量に大きな幅のある中学生に提供するものであることから、現状の大盛サイズのみでなく「ミニ」サイズの設定 ・保護者等へのより有効な周知方法として、市や学校のHPの活用	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO	政策名	NO	基本施策名	NO	施策の展開方向
	2	学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり	1	就学前・学校教育	4	つながりのある教育体制の充実
	3	誰もがすこやかにいきと 暮らせるまちづくり	1	子ども・子育て支援	3	家庭や地域の子育て力の向上支援

事業名	家庭教育支援事業 学校・家庭・地域の連携による支援事業	担当課名	教育部指導課
-----	--------------------------------	------	--------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	17年	～	終了年度	会計区分	一般会計
事業(補助)対象	☐ 児童・生徒等 ☐ 保護者 ☐ 教員 ☐ その他 ☐ 学校		(具体的な事業(補助)対象者)			
法令根拠	☐ 市教育委員会が自ら必要性を判断して実施 ☐ 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り		(具体的な法令、条例名等)			
事業の執行方法	☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 市民との協働 ☐ その他		(委託先等)			
(事業背景・目的)						
さまざまな課題を持つ家庭に対して、家庭教育支援リーダー及び家庭教育支援サポーターを学校に派遣し、学校と連携を図りながら、子どもの安定につながる家庭支援を行うため、訪問型の家庭教育支援を実施する。						
(事業の内容)						
①学校からの依頼に応じて、学校へ家庭教育支援サポーターを派遣し、校内ケース会議での支援計画に基づき、直接訪問し、継続的にアウトリーチ支援を行う。 ②教育支援センターと教育委員会指導課の協議により、家庭教育支援が必要と判断した家庭に対し、教育支援センターが関係者を招集し、ケース会議を開催して支援計画を立て、家庭教育支援サポーターによる訪問支援を行う。						

【事業費】

項目／年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考
事業費 (千円)	事業費総額 ①	597	600	1,559	1,700	
	財源内訳(千円)					
	国庫支出金			977	800	
	府支出金	200	200	200	200	
	地方債					
	その他特定財源					
	受益者負担					
人件費	一般財源	397	400	382	700	
	正職員の年間延べ人数	0.10	0.10	0.20	0.20	
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数					
	正職員年間延べ人数×単価	558	558	1,116	1,116	
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	0	0	0	
	人件費合計 ②	558	558	1,116	1,116	
総事業費(千円) ①+②		1,155	1,158	2,675	2,816	
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額
		報償費				1,494
		需用費				65

【事業の必要性】

事業の必要性	家庭教育の重要性の認識が低い保護者、生活に追われ、学校との関係を上手くつくることができない保護者の増加にともない、学校と保護者のつながりが不十分のために生じする事案が増加している。子どもの生活の安定を図るためには、家庭支援は今後とも必要である。
--------	--

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度 実績値	25年度 実績値	26年度 実績値	27年度 目標値
家庭教育支援サポーター派遣校数	校	11	11	11	11
家庭教育支援サポーター派遣回数	回	199	200	482	500
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果)					
家庭教育支援サポーターに話すことにより、保護者のストレスが軽減し、信頼関係が生まれ、現実の問題と向き合い始めるようになった。その後の変化を家庭教育支援サポーターや学校園の教職員に認められることにより、子育てへの自信や喜びを見つけることができるようになり、家庭教育に対し、保護者がエンパワメントされた。また、家庭教育支援サポーターが支援し、子ども自らが生きていく力をつけることにより、保護者にも変化がみられるケースが多く見られた。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
既に事業全体・一部で連携・活用済	
今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
○ 連携・活用不可能	個人情報の関係で現在のところ連携は難しい

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	類似事業あり	→	類似事務事業名			
	○ 類似事業なし		統合・連携の可能性	可能性あり	可能性なし	

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	・派遣の方法について ・学校内で行われるケース会議への参加
----------	----------------------------------

【課題(問題点)】

課題(問題点)	① 男性の家庭支援サポーター及び次世代人材の育成 ② 家庭支援サポーターの立ち位置(学校の立場に立ち過ぎないような工夫) ③ 家庭教育支援チームの役割(強み)を、学校に十分伝えていくこと
---------	---

【今後の方向性】

担当課の評価	A 現行どおり	(左記評価の理由) 家庭教育の重要性の認識が低い保護者、生活に追われ、学校との関係を上手くつくることができない保護者が増加する傾向であり、今後とも継続支援が必要である。
改革・改善策等の具体的内容	特にございません。	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO	政策名	NO	基本施策名	NO	施策の展開方向
	1	力を合わせて市民の笑顔 があふれるまちづくり	4	人権・平和	1	人権教育・啓発の推進
	2	学びあうひとづくり 彩りあるまちづくり	1	就学前・学校教育	3	学校教育の充実
事業名		介助員配置事業			担当課名	教育部指導課

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分	一般会計
事業(補助)対象	☐ 児童・生徒等 ☐ 保護者 ☐ 教員 ☐ その他 ☐ 学校		(具体的な事業(補助)対象者)		
法令根拠	☒ 市教育委員会が自ら必要性を判断して実施 ☐ 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り		(具体的な法令、条例名等)		
事業の執行方法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 市民との協働 ☐ その他		(委託先等)		
(事業背景・目的) 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、重度の身体的、または発達障がいがある児童生徒に適切な支援員(介助員)の配置を行う。					
(事業の内容) 視覚障がい等の重度身体的障がいがある児童生徒に介助員を配置し、学校生活における基本的な生活補助を行う。					

【事業費】

項目／年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考
事業費 (千円)	事業費総額 ①	56,312	55,882	57,941	60,154	
	財源内訳(千円)					
	国庫支出金					
	府支出金					
	地方債					
	その他特定財源					
	受益者負担					
	一般財源	56,312	55,882	57,941	60,154	
人件費	正職員の年間延べ人数	0.30	0.30	0.30	0.30	
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数					
	正職員年間延べ人数×単価	1,674	1,674	1,674	1,674	
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	0	0	0	
	人件費合計 ②	1,674	1,674	1,674	1,674	
総事業費(千円) ①+②		57,986	57,556	59,615	61,828	
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額
		報酬				26,264
		賃金				31,004
		旅費				493
		需用費				42
		使用料及び賃借料				2
		負担金、補助及び交付金				136

【事業の必要性】

事業の必要性	視覚障がい等の障がいがある児童生徒についてその障がいの程度に応じた合理的配慮を行う必要性から、重度の障がいがある児童生徒の介助を行う必要性がある。
--------	---

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度 実績値	25年度 実績値	26年度 実績値	27年度 目標値
(指標を設定できない理由) 視覚障がい等の身体的障がいや発達障がいをかかえる児童生徒の支援については、指標を定め、評価することは適切ではないと考える。					
(具体的な事業の成果) 重度の障がいがある児童生徒の介助を行うことにより、その障がいに応じた適切な個別配慮のもと、学校生活を円滑に送る事ができており、介助員配置児童生徒の保護者より一定の評価をいただいている。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
既に事業全体・一部で連携・活用済	
今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
☐ 連携・活用不可能	本市独自の基準で、職員を採用しているため。

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	☐ 類似事業あり	→	類似事務事業名	
	☐ 類似事業なし		統合・連携の可能性	可能性あり 可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	特にございません。
----------	-----------

【課題(問題点)】

課題(問題点)	学校教育法の一部改正に伴い、今後、介助を要する児童生徒が増えることを想定した、人的配置、学習環境の改善が急がれる。
---------	---

【今後の方向性】

担当課の評価	B 要改善	(左記評価の理由) 学校教育法の一部改正に伴い、今後、障がいがある児童生徒が増えることを想定した介助員配置方法の再考。
改革・改善策等の具体的内容	現在の1対1の介助方法に加え、1(介助員)対複数(児童生徒)に対応できる介助員の配置の増	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO	政策名	NO	基本施策名	NO	施策の展開方向
	3	誰もがすこやかにいきいきと暮らせるまちづくり	1	子ども・子育て支援	2	充実した就学前教育・子育て環境の提供

事業名	留守家庭児童会運営事業・留守家庭児童会指導員配置事業・留守家庭児童会維持管理事業	担当課名	生涯学習課
-----	--	------	-------

【事業の概要】

事業期間	開始年度	昭和54	～	終了年度		会計区分	一般会計
事業(補助)対象	☒ 児童・生徒等 ☐ 保護者 ☐ 教員 ☒ その他 ☐ 学校		(具体的な事業(補助)対象者) 小学校下校後、保護者が就労等により家庭にいない児童				
法令根拠	☐ 市教育委員会が自ら必要性を判断して実施 ☒ 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り					(具体的な法令、条例名等) 児童福祉法第21条の9及び10	
事業の執行方法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 市民との協働 ☐ その他					(委託先等)	
(事業背景・目的) 留守家庭児童の安全確保と生活指導を行い、青少年健全育成を図る。							
(事業の内容) 各小学校に留守家庭児童会を開設し、放課後に生活指導や生活習慣等の習得を図る。							

【事業費】

項目／年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考
事業費(千円)	事業費総額 ①	65,815	69,672	72,264	104,101	
	財源内訳(千円)					
	国庫支出金	0		0		
	府支出金	25,117	27,653	28,896	41,340	
	地方債	0		0		
	その他特定財源	0		0		
	受益者負担	27,984	27,862	29,070	40,521	
人件費	一般財源	12,714	14,157	14,298	22,240	
	正職員の年間延べ人数	0.50	0.50	0.50	0.50	
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数	0.70	0.70	0.70	0.70	
	正職員年間延べ人数×単価	2,790	2,790	2,790	2,790	
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	1,568	1,568	1,568	1,568	
人件費合計 ②		4,358	4,358	4,358	4,358	
総事業費(千円) ①+②		70,173	74,030	76,622	108,459	
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額
		報酬・賃金				68,564
		報償費				10
		旅費・需用費・役務費・備品購入費				3,090
		委託料・使用料及び賃借料				581
		負担金、補助及び交付金				19

【事業の必要性】

事業の必要性	保護者の就労、疾病等により、留守家庭となる児童において、放課後の安全確保や生活指導等の適切な育成を行うための事業として必要な事業であるとする。
--------	---

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度 実績値	25年度 実績値	26年度 実績値	27年度 目標値
指導員の資質向上やプログラム充実のための研修会の実施	回	1	2	2	3
指導員の資質向上やプログラム充実のための研修会参加助成対象者の拡大	人	2	2	5	8
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果) 指導員の資質の向上と活動プログラムの充実のため、先進自治体から講師を招いた研修会の実施や、各種研修会への参加助成対象を拡大したことにより、事業運営の充実が図られた。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
既に事業全体・一部で連携・活用済	
○ 今後事業の全部・一部で連携・活用可能	民間委託や地域の人的資源活用も検討
連携・活用不可能	

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	○ 類似事業あり	→	類似事務事業名			
	○ 類似事業なし		統合・連携の可能性	可能性あり	可能性なし	

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	開設時間の延長・施設整備・学生ボランティアの積極的な受入
----------	------------------------------

【課題(問題点)】

課題(問題点)	平成27年度からの子ども・子育て新制度施行により、留守家庭児童会利用者の対象学年が6年生までとなり、小学校に就学する全ての者が対象となることや、共働き家庭が増加の一途をたどっていることから申込者数の増加が想定される。一方で施設面では受入体制が十分整備できているとはいえない。
---------	---

【今後の方向性】

担当課の評価	A 現行どおり	(左記評価の理由) 留守家庭児童会に対するニーズは高い
	改革・改善策等の具体的内容	

事務事業評価シート(概要説明書)

第4次総合計画 の位置づけ	NO 政策名 2 学びあうひとづくり彩りある まちづくり	NO 基本施策名 4 文化・芸術・スポーツ	NO 施策の展開方向 2 文化・芸術・スポーツ活動の支援
事業名	文化活動振興事業		担当課名 生涯学習課

【事業の概要】

事業期間	開始年度	～	終了年度	会計区分	一般会計
事業(補助)対象	☐ 児童・生徒等 ☐ 保護者 ☐ 教員 ☒ その他 ☐ 学校 文化関係団体				
法令根拠	☒ 市教育委員会が自ら必要性を判断して実施 ☐ 法令または大阪府条例・規則に実施義務規定有り (具体的な法令、条例名等)				
事業の執行方法	☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 市民との協働 ☐ その他 (委託先等) 市民音楽祭では、実行委員会に運営を委託。成人式やふれあいまつりにて泉大津市茶華道連合会に「てい茶」を委託。				
(事業背景・目的) 市民の文化活動の振興や、市民と文化とのふれあいを創出することを目的に実施					
(事業の内容) 9月にはシルバー展(60歳以上の市民から作品を公募・展示)、1月にはギャラリー展を実施。また、ふれあいまつりや成人式にて「てい茶」を実施するなど、多くの参加者に伝統文化とのふれあいの機会を提供した。市民音楽祭では、市内の音楽関係団体からなる実行委員会に運営を委託しており、市民が主体的にイベントを行っている。					

【事業費】

項目／年度		H24(決算額)	H25(決算額)	H26(決算見込額)	H27(予算額)	備考
事業費 (千円)	事業費総額 ①	4,515	759	803	812	
	財源内訳 (千円)					
	国庫支出金					
	府支出金					
	地方債					
	その他特定財源					
人件費	受益者負担					
	一般財源	4,515	759	803	812	
	正職員の年間延べ人数	0.20	0.20	0.20	0.30	
	嘱託・臨時職員の年間延べ人数				0.30	
	正職員年間延べ人数×単価	1,116	1,116	1,116	1,674	
	嘱託・臨時職員年間延べ人数×単価	0	0	0	672	
人件費合計 ②		1,116	1,116	1,116	2,346	
総事業費(千円) ①+②		5,631	1,875	1,919	3,158	
平成26年度事業費内訳(単位:千円)		費目				金額
		旅費				3
		需用費				27
		委託料				773

【事業の必要性】

事業の必要性	市民と文化芸術を結びつける事業であるため必要である。
--------	----------------------------

【事業実績・成果】

事業実績(活動指標)・成果(成果指標)	単位	24年度 実績値	25年度 実績値	26年度 実績値	27年度 目標値
シルバー展出品作品数	点	54	45	38	40
市民音楽祭出演団体数	団体	19	17	18	20
ギャラリー展出品作品数	点	46	40	32	40
(指標を設定できない理由)					
(具体的な事業の成果) 多くの市民の文化活動の発表の場となり、また、多くの市民が文化芸術とふれあえた。					

【外部との連携・活用の可能性】

外部との連携・活用の可能性	連携・活用先、連携・活用部分、不可能な理由を具体的に
☐ 既に事業全体・一部で連携・活用済	文化連盟や茶華道連盟、市民音楽祭実行委員会等
☐ 今後事業の全部・一部で連携・活用可能	
☐ 連携・活用不可能	

【庁内事業との統合、連携の可能性】

類似事業の有無	☐ 類似事業あり	→	類似事務事業名	市展、学童展、文化祭
	☐ 類似事業なし	→	統合・連携の可能性	☐ 可能性あり ☐ 可能性なし

【これまで実施した事務の見直し点】

これまでの改善点	
----------	--

【課題(問題点)】

課題(問題点)	シルバー展は、出品者を60歳以上としており、年齢制限を設ける理由が不明確である。 ギャラリー展は活動団体の高齢化や活動内容の形骸化が課題である。
---------	---

【今後の方向性】

担当課の評価	B 要改善	(左記評価の理由) 上記課題の解決が必要であるため
改革・改善策等の具体的内容	事業の変革・廃止も視野に、今後の事業展開について見直しをかけていく必要がある。	

平成27年度 泉大津市教育委員会教育事務に関する事務の点検・評価

1 結 果

事業名	評価結果	評価コメント
・小学校教材整備の推進 〔小学校教材整備事業 小学校教育振興事業〕	要改善	○ 費用対効果が明確に測定でき、客観的に把握できることが大切である。 ○ 適切な事業実績、目的に合った成果指標の検討が必要である。 ○ コスト削減だけでなく、機器を整備することにより、授業の質の向上につなげなければならない。
・中学校運営事業 (スクールランチ事業)	要改善	○ 生徒が参画する事業の実施、例えばメニューの企画、料理実習など他人ごとではなく、自分ごとにすることが販売の促進に繋がると考えられる。 ○ 喫食率が低い原因・理由を調査し、適切な対応策を検討する必要がある。
・家庭教育支援事業 ・学校・家庭・地域の連携による支援事業	現行どおり	○ 持続可能な仕組みづくりをめざす必要があり、この事業を泉大津市の強みに変える必要がある。 ○ 対象となる児童・家庭が今後も増加すると思われ、事業が安定的に運営できる仕組みづくりが必要であり、適切な人材、財源の確保に努めることが重要である。
・介助員配置事業	現行どおり	○ 対象児童数の増加が予想され、その対応策が重要である。また、費用対効果の視点も必要である。 ○ 成果指標の導入が必要であり、効果検証が重要である。 ○ 障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と同等の教育が受けられるように、事業の安定的運営に努めることが重要である。
・留守家庭児童会運営事業 ・留守家庭児童会指導員配置事業 ・留守家庭児童会維持管理事業	要改善	○ 他事業と連携を図るなど、運用の効率化を実施する必要がある。 ○ サービスの質の向上と均質化を図る必要がある。 ○ 目的の達成度が分かる適切な成果指標の設定を検討すべきである。増加する利用児童がすごしやすい施設、人員の確保に努めなければならない。
・文化活動振興事業	縮小	○ 類似した事業が多いため、整理・統合の必要性がある。老若男女が参加しやすい事業とすべきである。 ○ 施策を取り巻く環境が変化しており、行政が支援する内容ではなくなっている。今の時代の状況に合わせた運用が必要であり、基本的な方向性を再検討する必要性がある。

2 総括意見

市民は事業実績や成果の記載が無かったり、曖昧だと事業実施の事実を把握できない。ゆえに事業の目的とそれにあった効果測定が必要であり、年度当初に数値化のできる達成すべき目標を定め、それに向けて事業を行うというサイクルをつくりあげることが重要である。

行政としては、多くの事業を実施しなくてはならないが、それらについて、優先順位、スクラップアンドビルド、選択と集中が大切である。本当に必要とされる事業を、持続的にできる仕組みを作り上げることが重要であり、仕組みが完成すると、担当者や要となっている人物が欠けても、必要な事業は継続できる。

その事が、今後、泉大津市の教育の核となり、強みになっていくと考えられる。



資 料

平成27年度（平成26年度事業）泉大津市教育委員会教育事務の
管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書（概要）

【法律改正の概要】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」
の一部改正（概要）（平成20年4月1日施行）

- 【主要改正点】
- 1：教育委員会の責任体制の明確化（第1条の二）
 - 合議制の教育委員会は
 - ①基本的な方針の策定
 - ②教育委員会規則の制定・改廃
 - ③教育機関の設置・廃止
 - ④職員の仕事
 - ⑤活動の点検及び評価
 - ⑥予算等に関する意見の申し出
- については自ら管理執行することを規定
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検及び評価を行うこととする（第27条）
- 2：教育委員会の体制の充実（第19条等）
 - 3：教育における地方分権の推進（第3条、第38条等）
 - 4：教育における国の責任の果たし方（第48条）
 - 5：私立学校に関する教育行政（第27条の二）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条
- 1 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他の教育の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。
 - 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に關し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

※平成27年4月1日一部改正

※第26条は変更なし

教育委員会の
所管事務

【法律の趣旨】

- ◎ 教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から法改正を行うもの
- ◎ 点検評価項目や報告書の様式、議会への報告、公表の方法については、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定する。
- ◎ 教育に關し学識経験を有する者の知見の活用については、評価の方法や結果について意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応すること。

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1：学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2：学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- 3：教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 4：学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 5：学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6：教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 7：校舎その他の施設及び教員その他の教職員の研修に関すること。
- 8：校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9：校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10：学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11：学校給食に関すること。
- 12：青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13：スポーツに関すること。
- 14：文化財の保護に関すること。
- 15：ユネスコ活動に関すること。
- 16：教育に関する法人に関すること。
- 17：教育に係る調査及び統計統計その他の統計に関すること。
- 18：広報及び教育行政に関する相談に関すること。
- 19：その他、区域内における教育に関する事務に関すること。

【泉大津市教育委員会の対応】

【点検及び評価についての方策】

- 1：平成27年度中に平成26年度分の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う。
- 2：このため、平成20年11月4日に制定した「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員会設置要綱」により平成27年度外部委員会を委嘱する。
- 3：外部委員会を委嘱し、評価及び意見を聴取し報告書を作成する。
- 4：点検及び評価結果を市議会に提出（報告）する。
- 5：点検及び評価の結果は、市ホームページ及び広報いずみおおつ掲載等により公表する。

具体策

■点検及び評価の手法

- ①点検及び評価の年次
点検及び評価を行う前年度（平成26年度）の事務の管理及び執行の状況
- ②点検及び評価の単位
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する事務のうち、原則として、事業内容や手法等において改善の余地・可能性があると考えられる事業、費用対効果の点で見直しが必要ではないかと考えられる事業、事業効果・成果が不明確であると思われる事業の観点から外部委員との議論が有意義と認められる事業を、本市予算書における事務事業項目に基づき選定し、対象事業として点検及び評価を行う。
- ③点検及び評価の方法
各事業の目標に対して、その取組状況及び目標達成度（率）を担当課にて定期的に評価
- ④点検及び評価の観点
・事業の概要、事業費、事業の必要性
・事業実績・成果、外部との連携・活用可能性、市内事業との統合・連携の可能性
・これまで実施した事務の見直し点、今後の課題（問題点）、方向性

意見の聴取

「泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員会設置要綱」
（平成20年11月4日制定）

- 設置目的
教育委員会教育事務の点検及び評価を行うにあたり、教育に關し学識経験を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行状況についての透明性の確保と市民への説明責任を果たすため。

- （平成27年度）
□第1回外部委員会 10月26日開催
□第2回外部委員会 11月30日開催

外部委員の評価及び意見聴取

教育委員会にて報告書の作成

市議会へ報告書の提出（報告）

公表

教育委員会では、今回の点検及び評価の結果について、外部委員の意見を聴取し、また、点検及び結果を公表し、次年度以降の事業の立案に反映させることにより、事務の改善に役立つよう努めていく。

関係法令

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)(抜粋)

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について
(平成19年文科初第535号平成19年7月31日文部科学事務次官通知)(抜粋)

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。

(法第27条)

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

- ① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。
- ② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。
- ③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の 状況に関する点検及び評価外部委員設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と市民への説明責任を果たすため、泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価外部委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員は、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、3人以内で組織する。

2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任されることができる。

(庶務)

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育総務課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に
 関する点検及び評価外部委員名簿

氏 名	学 識 経 験
つるさか たかえ	教授
鶴 坂 貴 恵	摂南大学経営学部
くろだ たかゆき	准教授
黒 田 隆 之	桃山学院大学社会学部

泉大津市教育委員会所管の教育施設

(平成26年度)

施 設 名		所 在 地
小学校 8校	泉大津市立 戎小学校	河原町3番7号
	旭小学校	昭和町2番27号
	穴師小学校	我孫子1丁目12番10号
	上條小学校	東助松町3丁目13番1号
	浜小学校	小松町5番6号
	条東小学校	千原町2丁目12番1号
	条南小学校	宮町9番1号
	楠小学校	我孫子2丁目4番7号
中学校 3校	泉大津市立 東陽中学校	池浦町4丁目4番1号
	誠風中学校	泉大津市 池浦町4丁目1番1号
	小津中学校	助松町2丁目13番1号
幼稚園 8園	泉大津市立 戎幼稚園	下之町4番7号
	旭幼稚園	昭和町4番38号
	穴師幼稚園	我孫子1丁目12番1号
	上條幼稚園	泉大津市 東助松町4丁目8番18号
	浜幼稚園	小松町11番20号
	条東幼稚園	千原町2丁目11番1号
	条南幼稚園	寿町16番16号
	楠幼稚園	我孫子2丁目7番1号
泉大津市教育支援センター		戎町3番41号
泉大津市立図書館		下条町11番35号
泉大津市立南公民館		楠町西1番7号
泉大津市立北公民館		東助松町4丁目8番4号
泉大津市立勤労青少年ホーム		泉大津市 下条町11番28号
泉大津市民会館		小松町1番60号
泉大津市立織編館		旭町22番45号テクスピア大阪1階
泉大津市立池上曾根弥生学習館		千原町2丁目12番45号
泉大津市立総合体育館		宮町2番50号

教育施設の状況

(平成26年度)

施 設 名			敷地保有面積(㎡)	延面積(㎡)	備 考
小学校 8校	泉大津市立	旭小学校	11,314.71	6,886.15	
		穴師小学校	9,854.44	7,173.84	
		上條小学校	13,959.04	6,493.10	
		浜小学校	10,714.79	6,279.51	
		条東小学校	5,771.36	6,906.71	
		条南小学校	9,516.61	7,199.10	
		楠小学校	11,189.30	5,774.01	
		戎小学校	14,914.81	8,254.27	
小学校 合計			87,235.06	54,966.69	
中学校 3校	泉大津市立	誠風中学校	17,027.03	8,131.75	
		東陽中学校	14,661.10	9,421.26	
		小津中学校	15,731.81	7,832.01	
中学校 合計			47,419.94	25,385.02	
幼稚園 8園	泉大津市立	戎幼稚園	2,304.62	1,441.79	
		旭幼稚園	1,094.62	1,379.00	
		穴師幼稚園	1,797.39	1,567.00	
		上條幼稚園	2,167.51	1,783.50	
		浜幼稚園	2,284.29	1,245.48	
		条東幼稚園	3,146.11	1,692.91	
		条南幼稚園	2,995.22	1,750.09	
		楠幼稚園	3,865.27	1,412.10	
幼稚園 合計			19,655.03	12,271.87	
泉大津市教育支援センター			3,436.43	4,007.00	
泉大津市立図書館			1,599.16	1,800.46	
泉大津市立南公民館			1,315.56	1,683.30	
泉大津市立北公民館			1,566.19	1,587.81	
泉大津市立勤労青少年ホーム			1,785.76	1,020.00	
泉大津市民会館			12,931.80	8,366.60	
泉大津市立織編館			—	528.75	
泉大津市立池上曾根弥生学習館			—	934.27	公園内
泉大津市立総合体育館			9,693.03	5,735.78	

教育委員会事務局職員

平成26年4月1日現在

平成26年度		その他	教育総務課	指導課	生涯学習課
1	教育長	1			
2	部長	1			
3	次長				
4	課長		1	1	1
5	課参事(課長級)			1	1
6	課参事			1	
7	課長補佐		1	6	
8	人権教育担当長			1(1)	
9	施設担当長				1(1)
10	教育支援センター所長			1(1)	
11	専門官				1
12	係長		2	2(2)	3(1)
13	総括主査		1		1
14	主査				
15	事務・技術職員		2	1	3
合計		2	7	14	11
合計(実人数)		2	7	10	9

※ ()内の数字は職員数の内兼務者の人数